# 公認心理師法案の

## 国民と臨床心理士等への影響について

臨床心理士養成大学院協議会 国家資格検討委員会

#### 1 国民への影響

「医師の指示」の規定を受けるため、臨床心理士等の心理職の業務に支障が出ることにより、国民に不利益が生じる。

- ① 主治医が指示を出さない(出せない)場合、心理的な支援の開始が遅れる。
- ② 心理職は、主治医のいるクライエントとは援助契約を結ぶことが困難になる場合がある。
- ③ 心理職は、被支援者の意思よりも、主治医の指示を優先せざるを得なくなる場合がある。
- ④ 心理職は、被支援者の意思決定の過程を支援することができなくなる。WHO の「精神保健ケアに関する法:基本 10 原則」に則って患者の自己決定の過程 の心理的支援を行うことも困難になる。
- ⑤ 心理職が医師の指示を受けるとの法律があることは、医療の場に不満や批判を持つ人の来談を妨げ、人権擁護上の問題が出て来る可能性がある。
- ⑥ 心理職は、所属機関の業務計画や方針よりも、主治医の指示を優先せざるを得なくなり、業務に支障が出る可能性がある。
- ⑦ 精神医療審査会の委員など精神障害者の人権に関わる立場のほか、いじめや様々な被害者支援の場で、主治医の指示を優先するので、中立的な立場で被支援者の人権を守る役割をとることが困難になることが懸念される。
- ⑧ 職場でのメンタルヘルスのカウンセラーとして独自の業務を行うことが難しくなる。
- ⑨ 心理職が、独立開業して仕事をすることは困難になるので、地域の心理相談機 関が減少する。

#### 2. 心理職への影響

公認心理師は、資格の関係性ということでも医師との関係が定まるので、臨床心理士等の心理職が独立した専門職として認められなくなる。

- ① 今後、法改正や省令・施行令・規則・通達の類に絶えず医療団体の意見が尊重 され、臨床心理士等心理職の意見はますます反映されなくなる。
- ② 精神科 7 者懇の主張によれば、心理職の業務の多くあるいは一部がいずれ医行為だと解釈されるようになる可能性がある。
- ③ 試験科目や養成課程のカリキュラムに医療科目が多く入り、医療科目が臨床心理学や心理学の科目を上回る可能性も高い。
- ④ 心理職が独自に、心理的支援についての意見書、心理査定結果通知書(鑑定書、鑑別結果通知書)などの公文書を発行することが難しくなる。
- ⑤ 精神科 7 者懇の主張によれば、将来、公認心理師と臨床心理士の間に混乱が生じて、名称の使用制限等の対応がなされることも生じ得る。この場合、臨床心理士という名称を用いることができなくなる。

### 3. 保険診療等への影響

国家資格になることで、公認心理師が行った業務が公的な給付の対象として評価される可能性はあるものの、健康保険の期間が限定されるなど、公的な給付は制限されるようになり、困難事例等の継続的な心理面接が難しくなる。例えば、通院理学療法は180日以内に制限されている。

- ① 健康保険の中の診療報酬では、これまで給付の対象となっていた以下の診療の 行為については、従来と同様に、医師の指示を前提に請求の対象となると思われる。
  - 入院・通院集団精神療法の実施者
  - デイケア等のスタッフ
  - ・臨床心理検査の実施者
  - 精神科急性期治療病棟の必要スタッフ
  - 児童思春期病棟の必置スタッフ。
  - ・医療観察法の必置スタッフ
- ② 現在、診療報酬の対象とはならないが、臨床心理士等が必要スタッフとされている次のような場所では、公認心理師を配置するということになると思われる。
  - ・周産期母子医療センターの NICU
  - がん診療連携拠点病院
  - ・エイズ中核拠点病院
- ③ 入院・通院在宅精神療法・標準型精神分析療法・認知行動療法などについては、同時に複数の精神科専門療法の請求ができず、また、これらが精神科医師にと

っても、外来部門での主な収入源になっているので、心理職が実施者として評価されない可能性が高い。

④ 公認心理師は医療機関若しくは準医療機関として独立することは難しいので、 院外処方先や指示書のような形で、医師の指示を受けて外部機関において通院 在宅精神療法、認知行動療法、標準型精神療法などを請求することはできない。

## 4. 大学院修了したばかりの若い人への影響

- ① 受験資格が広げられるので、有資格者が一挙に現在の臨床心理士の数倍になる と予想される。
- ② 学部卒で公認心理師の受験が得られる医療等の所定の施設に志願者が殺到し、公認心理師を取得しても就職は極めて困難になると思われる。
- ③ 大学院修了の公認心理師取得者数が非常に多くなるので、スクールカウンセラー等への就労も極めて困難になる。
- ④ 臨床心理学が心理学の一分野として位置づけられ、心理臨床学の独自性がなくなり、専門職としてのアイデンテイテイを持てなくなる可能性が生じる。
- ⑤ 法案の受験資格条項では専門学校卒でも受験可能と読める文言があり、心理職の専門的な資質が、現在の臨床心理士資格と比較して大きく低下し、業務内容に意欲が持てなくなることも危惧される。
- ⑥ 学部卒者は、単位を集めれば受験資格ができるので、臨床心理士養成大学院課程を修了した者とは異なり、教員の個別指導を受けて専門家としての心構えをもつことなく臨床の現場に入ることから、両者間においてさまざまな混乱が生じ得る。

#### 5. 養成大学院への影響

- ⑦ 大学院における臨床心理学中心のカリキュラムが、大きく変更されるであろうことが予想される。
- ⑧ それにより、大学院の心理相談室における心理臨床実践活動が極めて困難になり、 これまで実施していた地域住民への貢献ができなくなる可能性が生じる。
- ⑨ 大学院の教育課程は、現在、臨床心理士資格をもつ 5 名の教員を中心にして教育されているが、カリキュラムの変更に伴って、臨床心理学を専門とする教員が減り、医学や基礎心理学等の教員数が増加し、臨床心理学の専門教育が困難になることが予想される。
- ⑩ 臨床心理士養成大学院以外の大学院や大学、さらに場合によっては専門学校等で公認心理師を出すカリキュラムを開講する可能性があり、受験生が大きく分散される。
- ① 公認心理師が、臨床心理士のような専門性をもたないことが国民に次第に明らかになってくると、若者が心理職に魅力を持たなくなり、将来的には受験生が減る